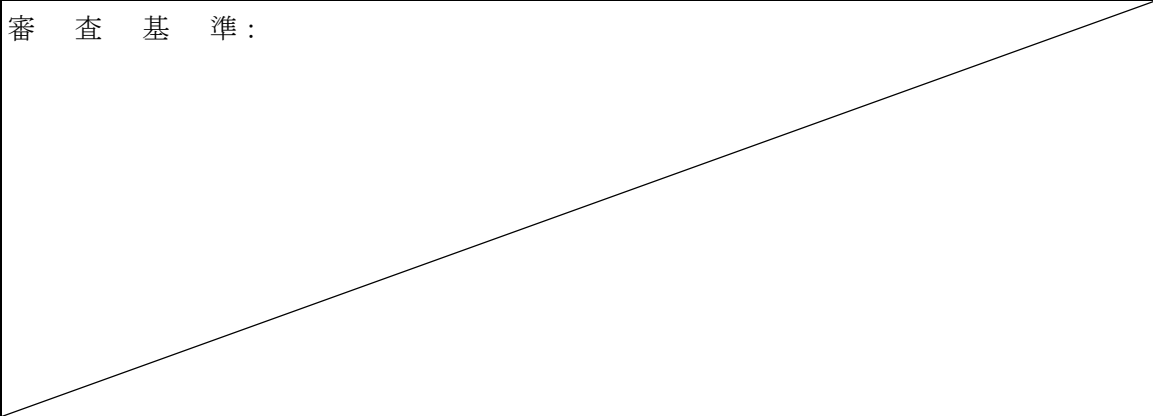


審 査 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 4 条の 4 第 1 項
処 分 概 要：許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 4 第 1 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 17 条第 1 項（確認の手続）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1 日以内
申 請 先：確認は、あなたの住所地を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口で受けてください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3415）
備 考：